

神戸国際大学経済文化研究所規程

(設 置)

第1条 神戸国際大学学則第40条の2に基づき、神戸国際大学（以下「本学」という。）に神戸国際大学経済文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目 的)

第2条 研究所は、国際的な視野に立って、産業、経済及び文化について研究・調査し、他の研究機関との交流を深め、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プロジェクトチームによる研究・調査
- (2) 内外の学会及び研究機関との協力
- (3) 資料の収集・整理及び保管
- (4) 研究成果等の刊行
- (5) 研究会・講演会の開催
- (6) 学外機関の委託による研究・調査
- (7) 本学教員の研究及び調査活動の促進
- (8) その他、必要な事項

(著作権)

第3条の2 刊行した書籍、出版物に掲載された論文等の著作権は、執筆者にある。ただし、他に掲載する場合には、事前に経済文化研究所に届け出ることとする。

2. 刊行した書籍、出版物の著作権は、研究所にある。

(組 織)

第4条 研究所は、次の各号の構成員をもって組織する。

- (1) 所 長 1名
- (2) 所 員 若干名
- (3) 研究員 若干名
- (4) その他の職員 若干名

2. 研究所は、必要に応じ、客員研究員及び外来研究員を置くことができる。

(所 長)

第5条 所長は本学の専任教員のうちから、学長が推薦し、常務理事会において決定する。

2. 所長は研究所を代表し、所務を統轄する。
3. 所長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(所員)

第6条 所員は、本学の専任教員で研究所の専任とし、その配置は、学長が決定する。

2. 所員は、所長の命をうけ、研究所の業務に従事する。

(研究員)

第7条 研究員は、本学の専任教員のうちから、所長が推薦し、学長が決定する。

2. 研究員は、プロジェクトチームの構成員として、研究所において研究・調査業務を兼務するものとする。

(その他の職員)

第8条 その他の職員は、所長の命をうけて研究補助業務又は事務に従事する。

(客員研究員及び外来研究員)

第9条 客員研究員の受入は、学外の研究者で研究所の研究・調査のため、その協力を依頼する必要がある場合、学長が推薦し、常務理事会が決定する。

2. 外来研究員については、別に定める。

(研究・研修委員会)

第10条 研究所の管理運営に関する重要事項を審議するため、研究所に研究・研修委員会を置く。

2. 研究・研修委員会は、経済学部長、所長、所員、研究員及び本学の専任教員のうちから学長が選出した委員をもって組織する。

(研究・研修委員会の審議事項)

第11条 研究・研修委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学教員の研究・研修に関する事項
- (2) 研究・調査の基本方針に関する事項
- (3) 研究所の人事に関する事項
- (4) 研究所の予算・決算に関する事項
- (5) 研究所の諸規則に関する事項
- (6) その他、研究所の管理運営に関する重要事項

(研究・研修委員会の運営)

第12条 研究・研修委員会は、所長が招集し、その議長となる。

2. 研究・研修委員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第13条 研究所の運営に関する必要な事項を審議するため、研究所に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

① 所長

② 所員及び研究員のうちから研究・研修委員会が推薦し、学長が選出した者、若干名

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究・調査計画の企画、立案に関する事項

(2) 共同研究に関する事項

(3) 研究・研修委員会に付議する事項

(4) その他、研究所の運営に関する必要な事項

(運営委員会の運営)

第15条 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

2. 運営委員会は運営委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意によって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(研究・調査の推進)

第16条 研究所の研究・調査を推進するため、所員、研究員及び客員研究員・外来研究員をもって組織するプロジェクトチームを置く。

2. プロジェクトチームは、共同研究を行うものとして、その研究テーマ、代表者及び構成員については、運営委員会及び研究・研修委員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、研究・研修委員会の議を経て学長が定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成元年9月14日から施行する。

2. 昭和60年4月1日に設立された八代学院大学学術研究所を、八代学院大学経済文化研究所に吸収する。

3. 平成4年4月1日から、八代学院大学経済文化研究所を神戸国際大学経済文化研究所と名称変更する。

4. この規程は、2002（平成14）年11月28日から改正施行する。

5. この規程は、2008（平成20）年4月1日から改正施行する。

6. この規程は、2009（平成21）年4月1日から改正施行する。

7. この規程は、2010（平成22）年4月1日から改正施行する。
8. この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。